附則第四条の二の表第三百条第一項の項の次に次のように加える。

第三百条第一項第一号	保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項	重要な事項

附則第五条第三項中「第三百条第一項（）の下に「ただし書を除き、」を「第一項」と」の下に「、同法第三百条第一項中「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は保険募集」と、「行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）」とあるのは「行為」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「重要な事項」と」を加える。

第三条　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第百三十七条第五項」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第百四十条第二項ただし書」に改め、同条第三項中「第百三十七条第五項及び第百三十八条」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項、第百三十八条並びに第百四十条第二項ただし書」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中保険業法第二百七十五条第一項第三号、第三百十七条第七号及び附則第百十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条中保険業法第百条の五第二項、第百六条、第百七条第一項、第百三十七条第一項、第百四十条第二項、第二百五十一条、第二百五十三条、第二百七十条の四第九項及び第二百七十一条の二十二第一項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第十二項、第三条第一項及び第四条第十一項の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第百三十七条第一項（新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後にされる新保険業法第百三十七条第一項の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第百三十七条第一項（旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

2　新保険業法第百四十条第二項（新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の保険業法第百四十条第二項の規定による通知について適用し、第二号施行日前にされた旧保険業法第百四十条第二項（旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による通知については、なお従前の例による。

3　新保険業法第三百四条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第三条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項中「第二百九十四条の」を「第二百九十四条第三項の」に、「第三百条の」を「第三百条（第一項ただし書を除く。）の」に、「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、「第三百条第一項中「」の下に「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、」を「特定共済契約」との下に「、同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と」を加える。

第九十八条の六中「第三百条第一項」の下に「（ただし書を除く。）」を加える。

第百条の三中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条」を「同項」に、「第十二条の二第三項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第一項中「第二百九十四条（顧客に対する説明）」を「第二百九十四条第三項（情報の提供）」に、「（保険契約の締結又は保険募集」を「（第一項ただし書を除く。）（保険契約の締結等」に、「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「第二百九十四条第三項第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、「第三百条第一項中「」の下に「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、」を「特定共済契約」との下に「、同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「契約条項のうち重要な事項」と、「第二百九十四条第三項第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、「第三百条第一項ただし書を除く。）」に、「同項」を「第十二条の二第三項」に改める。

第五条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条第八項中「第十二号まで」の下に「、第十四号」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典